

第5章 史跡中山道整備基本計画

第1節 基本理念と基本方針

瑞浪市を東西に横断する中山道は江戸時代における街道の姿を伝える貴重な史跡であり、現在に至るまで地域住民はもとより多くの人々との関わりによって守り伝えられ、また生活道路として市民等の生活を支えてきた歴史的経緯を有しています。

貴重な文化財である本史跡に対する関心を高め、より多くの方に親しんでいただくためには、街道や一里塚等を江戸時代の姿に復元整備することも有効な方法の一つと考えられますが、現段階では本来の規模や構造等の情報が必ずしも十分に得られているとは言えない状況にあります。

従って本計画では、このような歴史的経緯と過去の調査結果、これまでの暫定整等を踏まえたうえで、史跡を適切に保護して後世に伝えること、史跡の本質的価値等を市民や来訪者と共有することを重視し、整備の基本理念を以下のように掲げます。

整備の基本理念

地域との協働による持続可能な史跡の保全と、現況を活かした魅力の継承

そして、この基本理念を実現するためには、街道や一里塚、石仏等を適切に保存しつつ一定の安全性・利便性の確保、また学習環境の維持・向上等の活用にも努めていく必要があります。また、これらを実現し、持続可能な形で継続していくことを目指して、以下のとおり基本方針を掲げます。

整備の基本方針

方針1：街道の保全と環境整備

(環境・景観に配慮した街道の保存・原状回復、一定の安全性・利便性確保等)

方針2：一里塚の保存と魅力の発信

(一里塚の保存、調査・研究の推進等)

方針3：中山道物語（地域伝承等）の継承

(石造物等の保存、石仏や茶屋跡等にまつわる物語の継承等)

方針4：学習機会と活用基盤の充実

(学校教育等との連携推進、デジタル技術の活用、説明看板の整備等)

方針5：中山道プロモーション（市民等への情報発信）

(中山道や関連文化財の情報・魅力発信、観光団体等との連携推進等)

なお、保存活用計画で掲げた基本方針は以下のとおりであり、上記の基本方針は保存活用計画とも整合が図られているものと考えます。

【調査】

今後の適切な保存活用や整備を図るため、中山道にかかる諸資料の調査・研究を継続します（追加指定の基礎資料となることも見込まれるため、未指定区域についても調査・研究の対象とします）。

【保存】

史跡の本質的価値を確実に継承することを前提として、地域住民の生活環境や自然環境、景観との調和を図りながら、各要素の特性に合った維持管理や保存措置の実施に努めます。

【活用】

史跡の本質的価値を分かりやすく伝えるとともに市役所内の関連部署や近隣の自治体、また関連団体等とも連携して、史跡指定範囲外に所在する関連文化財等も含めた一体的な活用に努めます。

【整備】

来訪者の安全性や利便性を維持・向上するため、工作物や案内看板、便益施設等の修繕や更新、新設等、適切な措置を講じるとともに、ガイダンス機能の向上を図ります。

【運営体制】

今後の保存・活用や整備事業を円滑かつ効果的に進めるために、市役所内の関連部署や近隣の自治体、また関連団体や有識者等との連携を図る運営体制を構築します。

第2節 計画の骨子

基本理念と基本方針を踏まえ、以下ではこれらを実現・継続していくための整備基本計画を取りまとめます。

(1) 計画の骨子

整備基本計画は、現状を踏まえて、史跡の本質的価値等を適切に保存して後世に伝えていくための「保存整備」、来訪者が史跡を体感し、本質的価値を理解するための「活用整備」という目的別に記載します。なお、当該計画は原則として史跡中山道の指定範囲（延長約4.2km）を対象とするのですが、必要に応じて指定範囲外についても触れることとします。

《保存整備》…街道や石造物の保存、遺構の整備 等

本史跡の本質的価値を構成する諸要素等の適切な保存と景観の維持・向上に努めるとともに、周辺住民等の生活道路となっている区域については利便性にも配慮します。また、将来的な復元整備の可能性を視野に入れ、その規模や構造等を把握するための調査（情報収集）にも努めます。

整備対象は以下を想定しますが、史跡指定区域外に位置する同様の要素にも配慮します。

- ① 史跡の本質的価値を有する諸要素（街道、石畳、一里塚、近世に造立された石仏等）
- ② 上記①以外の諸要素のうち、歴史的価値を有する諸要素（近代に造立された石仏等）
- ③ 上記①以外の諸要素のうち、史跡の保存に資する諸要素（立入り防止柵、土留め柵等）

《活用整備》…史跡の価値や魅力を知るための設備や基盤の整備、復元整備 等

来訪者や地域住民が史跡の価値についての理解を深められるよう、また史跡を体感できるよう、わかりやすい情報発信と設備の充実や学校との連携等に努めます。また、多くの方が史跡を体感・見学できるよう一定の利便性と安全性を確保しつつ、歴史的景観や環境にも留意します。

整備対象は以下を想定しますが、史跡指定区域外に位置する同様の要素にも配慮します。

- ④ 上記①～③以外の諸要素のうち、史跡の活用に資する諸要素（案内看板、階段等）
- ⑤ その他ハード面の取り組み（眺望の確保、ガイダンス施設の設置等）
- ⑥ その他ソフト面の取り組み（教育・観光団体との連携推進等）

(2) 整備方針と構成要素

第4章で掲げた現状と課題、また本章第1節で掲げた整備方針と計画の骨子（保存整備、活用整備）、さらに想定が必要と考えられる事項を加え、具体的な検討事項を以下の通り整理します（【】内の番号は前頁①～⑥との関連性を示します）。

保存整備	活用整備
«街道の保存／方針1» ◎洗掘・浸食対策【①】 <ul style="list-style-type: none">・洗掘箇所の復旧、再整備（水路更新含む）・洗掘・浸食の防止対策 ◎調査【①】 <ul style="list-style-type: none">・文献調査等の実施 ◎その他【①・③】 <ul style="list-style-type: none">・き損時の迅速な復旧・獣害対策・根返り等が危惧される樹木の管理・土留め柵等の更新および必要性検討・標識の設置、境界杭の設置・維持	«街道の環境整備／方針1» ◎安全性の確保【④・⑤】 <ul style="list-style-type: none">・街道法面の落石対策・眺望の確保
«一里塚の保存／方針2» ◎盛土流失対策【①・③】 <ul style="list-style-type: none">・風雨による盛土の流失防止・獣害による盛土のき損防止・切り株の腐朽による盛土の崩落防止 ◎樹木の管理【①】 <ul style="list-style-type: none">・根返りが危惧される立木の伐採の検討 ◎調査・研究【①】 <ul style="list-style-type: none">・遺存状況等の情報収集（註）・文献調査や科学的調査等の実施 ◎その他【①・③】 <ul style="list-style-type: none">・災害復旧時の発掘調査・標識の設置、境界杭の設置・維持	«一里塚の魅力発信／方針2» ◎一里塚の理解促進【⑤】 <ul style="list-style-type: none">・立木伐採の検討
«石造物等の保存／方針3» ◎転倒・盗難対策【①・②】 <ul style="list-style-type: none">・石造物の転倒、盗難の防止 ◎石材の状況観察【①・②】 <ul style="list-style-type: none">・石造物の保存状況の観察・劣化対策 ◎その他【①・②】 <ul style="list-style-type: none">・石造物、茶屋跡の調査等の実施	«中山道物語の継承／方針3» ◎石造物等にまつわる伝承の継承【⑥】 <ul style="list-style-type: none">・伝承の調査、記録化
«学习機会と活用基盤の充実／方針4» ◎史跡の解説【④・⑤】 <ul style="list-style-type: none">・解説サイン等の更新およびデザインの統一化（サイン計画策定）、必要性検討・ガイダンス施設設置の検討・本来の道筋の標示・誘導方法の検討 ◎利便性の確保【④・⑤】 <ul style="list-style-type: none">・誘導サイン等の更新およびデザインの統一化（サイン計画策定）、必要性検討・便益施設（階段・ベンチ等）の更新および必要性検討 ◎学校・ボランティア等との連携【⑥】 <ul style="list-style-type: none">・学習会や見学会等の開催 ◎その他の基盤整備【⑤・⑥】 <ul style="list-style-type: none">・工作物の景観対策・VR等による景観復元	«中山道プロモーション／方針5»（※1） ◎情報・魅力発信【⑥】 <ul style="list-style-type: none">・瑞浪市役所内での連記強化・情報発信・博物館等での関連資料展示 ◎観光団体等との連携【⑥】 <ul style="list-style-type: none">・情報共有や協力の推進

（※1）プロモーションでは整備実施、諸調査の成果、地域伝承、その他の情報を包括して発信。

（※2）いずれの事項でも、市民との協働、官民連携の推進を図る。

(3) 保存活用計画との整合性

整備や修繕は基本的に史跡の現状変更等を伴う行為であり、保存活用計画で定めた現状変更等の取り扱い（現状変更等が認められる行為の指針）と整合が図られている必要があることから、以下に保存活用計画で定めた構成要素ごとの指針を記載します（調整が必要な諸要素については省略）。

《【A】本質的価値を有する諸要素》

種別等	現状変更の基準	備考
街道・石畳	・調査研究に伴う行為は許可する 例：発掘調査・測量（杭の設置）等	街道のアスファルト舗装は、 ・琵琶峠地区では原則として許可しない。
一里塚	・保存活用上必要な行為は許可する	
石造物等	例：遺構整備、石造物の転倒防止対策、 獣害防止柵の設置等（※1）	・その他の地区では保存活用に資する場合のみ許可する。
茶屋跡等		

（※1）獣害防止柵の設置は、必要最小限の範囲と認める場合のみ許可する。

《【B-1】歴史的価値を有する諸要素》

種別等	現状変更の基準	備考
石造物等	・調査研究に伴う行為は許可する 例：石材調査等 ・保存活用上必要な行為は許可する 例：破損部の修復、転倒防止対策等	

《【B-2】保存・活用に資する諸要素》

種別等	現状変更の基準	備考
指定標柱等		新設は掘削範囲が最小限と認められる場合のみ許可する
石碑等		新設は原則として許可しない
解説サイン等	・保存活用上必要な行為は許可する 例：新設・更新・撤去等	新設は掘削範囲が最小限と認められる場合のみ許可する
ベンチ等		新設は基礎の掘削・打設が不要な場合のみ許可する
立入防止柵等		新設は掘削範囲が最小限と認められる場合のみ許可する
車止め等		

第3節 保存整備

各地区の地形や過去の暫定整備等を踏まえ、以下に保存整備の具体的な方向性（考え方）や整備手法を掲げます。ただし、以下に掲げる手法は有力な候補ではあるものの、今後の技術・素材の発展等も考慮し、設計の段階で改めて最適な手法や素材、施工区域等を検討します。

(1) 街道・石畳の保存

【遺構保存/地形造成/遺構の表現に関する計画】

1) 整備の方向性

暫定整備を活かし、必要に応じて再整備や修繕等を実施しますが、街道（遺構）の掘削を伴わない工法を原則とします。掘削を伴う工法がやむを得ない場合にあっても、可能な限りその規模が小さな工法を用います。また、排水路の新設（遺構の掘削）はできるだけ避け、既設水路の更新に努めるとともに、更新に際しても過去の掘削範囲に留まるよう努めます。加えて、現況地形の保全を大前提とします。

なお、整備や修復の実施にあたっては、暫定整備（既設の設備）の効果等の評価を行い、その評価も踏まえて具体的な手法を決定することとします。

2) 整備手法

各地区の留意事項と整備の方向性、整備手法を以下に示します。

■各地区共通事項

【路面保護（表層整備）】

路面保護（洗堀箇所の復旧を含む）の整備手法として、以下の①～④を候補とする。

番号：名称	参考写真	メリット	デメリット
概要	施工条件		
①土・碎石充填 街道ににぎり等を混ぜた土、または景観碎石材を充填	 【岐阜県瑞浪市 史跡中山道】 歩道対応：○ 車道対応：△（轍等が生じる可能性あり）	<ul style="list-style-type: none">施工が容易掘削が生じない景観への配慮がしやすい	<ul style="list-style-type: none">一定の流失が危惧され、定期的な維持管理（充填作業）が必要
②脱色アスファルト舗装（表層舗装） 天然の豆砂利を骨材として使用したアスファルト舗装	 【長野県塩尻市 奈良井宿】 歩道対応：○ 車道対応：○	<ul style="list-style-type: none">耐久性が高い（通常のアスファルト舗装と同等）	<ul style="list-style-type: none">施工時に車両等による搬入が必要

<p>③土系舗装 (表層舗装)</p> <p>真砂土と硬化剤を配合した土系舗装</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・景観への配慮がしやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐荷重性が低い ・施工後にコケが生えやすい
<p>④たたき風舗装 (表層舗装)</p> <p>三和土(土・石灰・にがり等)を用いた舗装</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・景観への配慮がしやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工後にコケが生えやすい
	<p>歩道対応：○</p> <p>車道対応：△（耐荷重性が低い）</p>		

※③・④に用いる硬化剤（結合剤）の種別や配合等は、設計時に検討する。

なお、上記①～④の施工によっても路面の流失が危惧される場合は、以下の手法を併せて検討する。

《①施工の際》碎石安定材（写真 5-1）を併用する。

※施工に際しては、碎石安定材の厚みと碎石層の厚みを同程度とし、掘削が最小限となるよう努める。



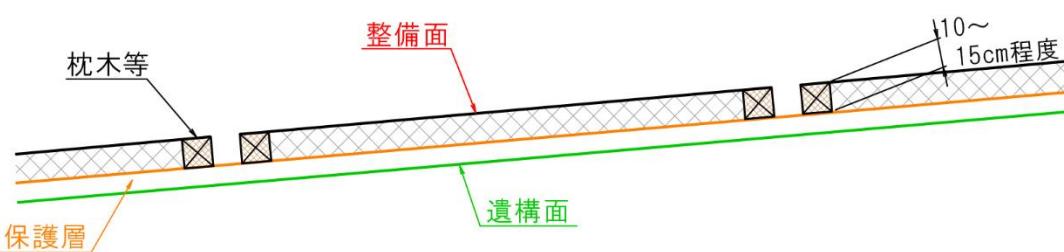
写真 5-1 碎石安定材_イメージ

【路面排水（横断）】

路面排水（横断排水）の整備手法として、以下の①～④を候補とする。

番号／名称／概要	
参考図面	
①土構造…堤（土手）状に盛土を行う。	
施工条件	歩道対応： <input type="radio"/> 車道対応： <input checked="" type="radio"/> （舗装の場合は適さない）
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削が生じない ・景観への配慮がしやすい
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の流失が危惧され、定期的な維持管理（充填作業）が必要
②ゴム製仕切り板…ゴム等の仕切り板を設置する。	
施工条件	歩道対応： <input type="radio"/> 車道対応： <input type="radio"/>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・施工が容易
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・景観的に違和感が残る ・ピン打設等が必要な場合あり ・歩行者がつまづく可能性あり
③木材・擬木製品…円柱形（丸棒状）の木材や擬木製品を設置する。	
施工条件	歩道対応： <input type="radio"/> 車道対応： <input checked="" type="radio"/>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・景観への配慮がしやすい ・施工が容易
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ピン打設等が必要 ・歩行者がつまづく可能性あり

④木材等横断溝…天然木材や擬木、枕木等による横断溝を設置する。



施工条件	歩道対応：○ 車道対応：○
メリット	・景観への配慮がしやすい
デメリット	・枝葉等が詰まりやすい ・ピン打設等が必要の場合あり

【路面排水（側溝）】

路面排水（側溝／素掘り水路・既設の木製水路）の整備・更新手法として、硬化マット類（雨水に反応（水和反応）して、シート内の特殊セメントが硬化するマット類）の設置を候補とする（図5-1・写真5-2・5-3）。

※大量の流水が想定される箇所には適さず、路面保護対策との併用時には路面端部（路肩）との調整、また法面上部からの雨水対策が必要。

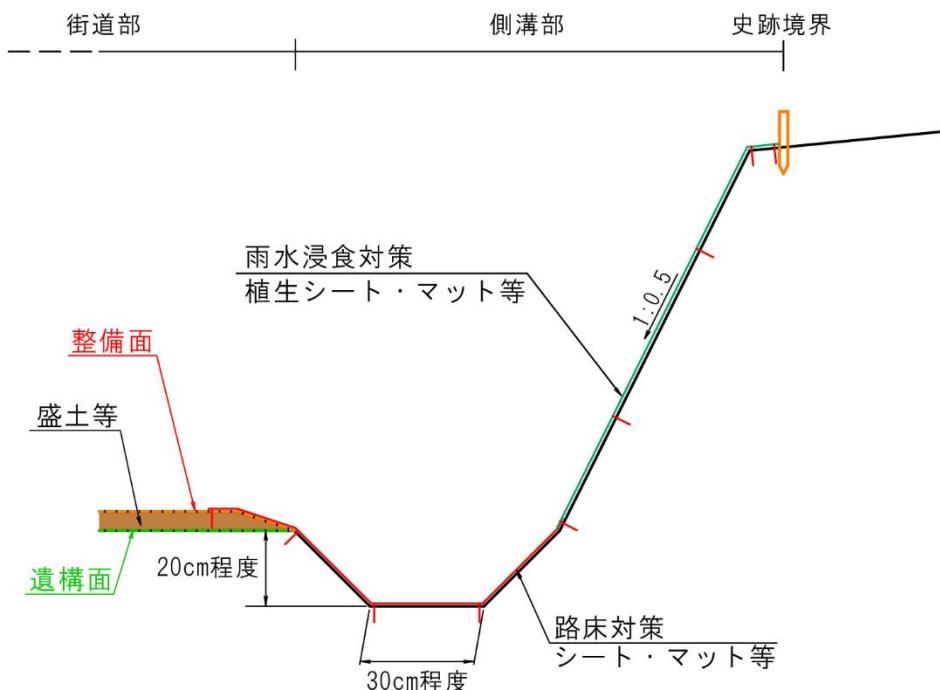


図5-1 路面排水（側溝）_整備（断面）模式図



写真 5-2 硬化マット_イメージ



写真 5-3 素掘り側溝_設置イメージ (2)

■地区別事項

鴨之巣～平岩地区



写真 5-4 斜面部_現況



写真 5-5 秋葉坂_現況

◎整備の方向性

- ・平坦部は現状維持とする（ただし轍等は路面保護と同様の対策を講じる）。
- ・斜面部は路面保護、路面排水（横断）を行う。

◎留意事項

- ・**日常的な**自動車の通行を想定する。

◎整備手法

- ・路面保護は、手法①（碎石の充填）を想定する。ただし、秋葉坂については、手法①と碎石安定材の併用を想定するが、**手法④（たたき風舗装）**も検討する。
※碎石材および舗装材は、周囲の景観に調和する色調・形状等の選定に努める。
※碎石安定材は、車両の通行や耐久性、景観性等を考慮し設計時に詳細を検討する。
- ・路面排水（横断排水）は、手法①（土構造）を想定する。ただし、秋葉坂については、手法④（枕木等横断溝）の新設も検討する。
※**設置箇所**・間隔等は、勾配や表流水量（想定）に基づき設計時に検討する。
※道路進行方向に対して直角ではなく、斜め方向の設置に配慮する。
※秋葉坂の、路面排水（横断）手法④（枕木等横断溝）の新設は、路面整備手法および勾配や表流水量（想定）に基づき、設計時に要否や設置箇所等を検討する。

琵琶峠地区



写真 5-6 石畳整備箇所_現況



写真 5-7 西部地道箇所_現況

◎整備の方向性

- ・石畳整備箇所は現状維持とする（必要に応じて復旧等を行う）。
- ・西部地道箇所は路面保護、路面排水（横断）を行う。また、必要に応じて路肩崩落対策、水路（路床）洗堀対策を行う。

◎留意事項

- ・自動車の通行は想定しない。

◎整備手法

- ・路面保護は、手法①（土の充填）を想定するが、必要に応じて手法③（土系舗装）、手法④（たたき風舗装）も検討する。

※表流水を低減させるため、山側法面から水路側へ横断的な傾斜を設けることを想定する
が、進行方向の勾配も考慮して、設計時に検討する。

※舗装を行う際は、路面に細かな溝や凹凸を形成する等、表流水の誘導や滑り防止に配慮する。

- ・路面排水（横断排水）は、手法①（土構造）を想定するが、必要に応じて手法③（木材設置）、手法④（枕木等横断溝）も検討する。

※設置箇所・間隔等は、現地の勾配や表流水量（想定）に基づき設計時に検討する。

※西端部では、側溝の適切な規模・構造について設計時に検討する。

※道路進行方向に対して直角ではなく、斜め方向の設置に配慮する。

※必要に応じて山側に側溝の設置、硬化マット等の併用も検討する。

- ・道路の法面保護（路肩の崩落対策）は、手法①丸太組み（写真 5-8）、手法②ふとんかご（写真 5-9）、手法③植生土のう（写真 5-10）を候補とするが、安全性と景観性、また豪雨時等に水量が増加した場合（土のうの流失が危惧される）を考慮し、路肩下部を②ふとんかご、上部を③植生土のうを用いることを想定する。

※施工の要否や施工箇所・範囲等は、現地確認の結果に基づき設計時に検討する。

※必要に応じて、裏込め、水抜き対策等について設計時に検討する。

※表流水の適切な処理のため、路肩部の構造・素材等について設計時に検討する。

※施工に際しては、史跡指定範囲について考慮する。

※街道上部の法面が損した場合の復旧等についても、手法①～③を候補とする。



写真 5-8 ①丸太組み



写真 5-9 ②ふとんかご



写真 5-10 ③植生土のう

・水路（路床）洗堀対策は、石材を樹脂製または金属製のネットで被覆して路床に設置する方法を想定する。

※設置の要否や施工箇所・範囲等は、現地確認の結果に基づき設計時に検討する。

以下に、西側地道箇所の整備概念図を示す。

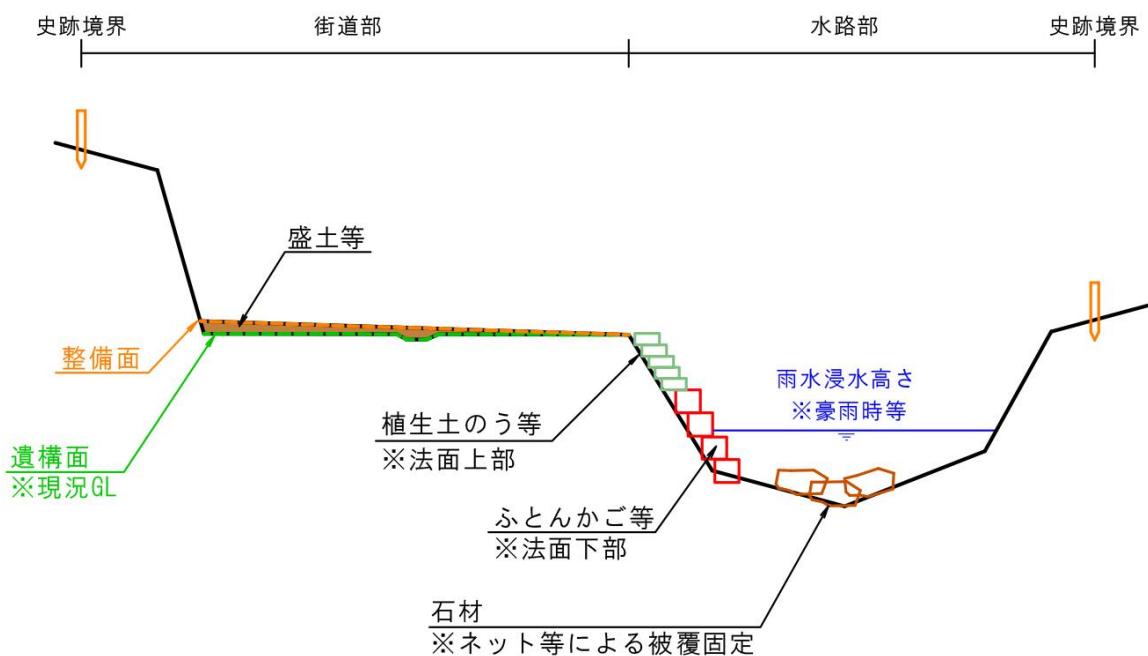


図 5-2 琵琶峠地区（西側地道箇所）_整備概念図

十三峠 童子ヶ根地区



写真 5-11 斜面部_現況



写真 5-12 斜面部_現況

◎整備の方向性

- ・平坦部は現状維持とする（ただし轍等は路面保護の工法による対策を講じる）。
- ・斜面部は路面保護、路面排水（横断）を行う。
- ・平坦部、傾斜部にかかわらず路面排水（側溝）の更新を行う。

◎留意事項

- ・西部は日常的な自動車の通行、その他は管理等のための自動車の通行を想定する。

◎整備手法

- ・路面保護は、手法③（土系舗装）、手法④（たたき舗装）を検討する。また、平坦面の轍等については手法①（碎石の充填）を想定する。

※碎石材および舗装材は、周囲の景観に調和する色調・形状等の選定に努める。

※舗装を行う際は、路面に細かな溝や凹凸を形成する等、表流水の誘導や滑り防止に配慮する。

- ・路面排水（横断排水）は、手法①（土構造）、手法③（木材設置）、手法④（枕木等横断溝）を想定するが、硬化マットの使用も検討する。

※設置箇所・間隔等は、現地の勾配や表流水量（想定）に基づき設計時に検討する。

※道路進行方向に対して直角ではなく、斜め方向の設置に配慮する。

- ・路面排水（側溝）は、硬化マットの使用を想定する。

※設置の要否や施工箇所・範囲等は、現地確認の結果に基づき設計時に検討する。

※必要に応じて、路面端部との調整、また法面上部からの雨水対策を検討する。

十三峠 地蔵坂～炭焼立場地区



写真 5-13 斜面部_現況



写真 5-14 斜面部_現況

◎整備の方向性

- ・平坦部は現状維持とする（ただし排水に課題がある箇所は、路面保護の手法による対策を講じる）。
- ・斜面部は路面保護、路面排水（横断）を行う。
- ・傾斜部は路面排水（側溝）を行う。

◎留意事項

- ・西部は日常的な自動車の通行、その他は管理等のための自動車の通行を想定する。

◎整備手法

- ・路面保護は、手法③（土系舗装）、手法④（たたき舗装）。また、排水に課題がある箇

所は手法①（碎石の充填）、手法③（土系舗装）を検討する。

※碎石材および舗装材は、周囲の景観に調和する色調・形状等の選定に努める。

※舗装を行う際は、路面に細かな溝や凹凸を形成する等、表流水の誘導や滑り防止に配慮する。

- ・路面排水（横断排水）は、手法①（土構造）、手法③（木材設置）、手法④（枕木等横断溝）を想定するが、硬化マットの使用も検討する。

※設置箇所・間隔等は、現地の勾配や表流水量（想定）に基づき設計時に検討する。

※道路進行方向に対して直角ではなく、斜め方向の設置に配慮する。

- ・路面排水（側溝）は、硬化マットの使用を想定する。

※設置の要否や施工箇所・範囲等は、現地確認の結果に基づき設計時に検討する。

※必要に応じて、路面端部との調整、また法面上部からの雨水対策を検討する。

3) 路肩復旧の手法（き損時の迅速な復旧）

十三峠童子ヶ根地区では過去に路肩の崩落が発生しており、周辺では今後も同様の現象が生じる可能性があります。円滑かつ迅速な復旧のため、想定する手法を以下に提示します。

◎復旧手法

小規模な崩落の場合は、ふとんかご・植生土のうによる復旧を想定する。

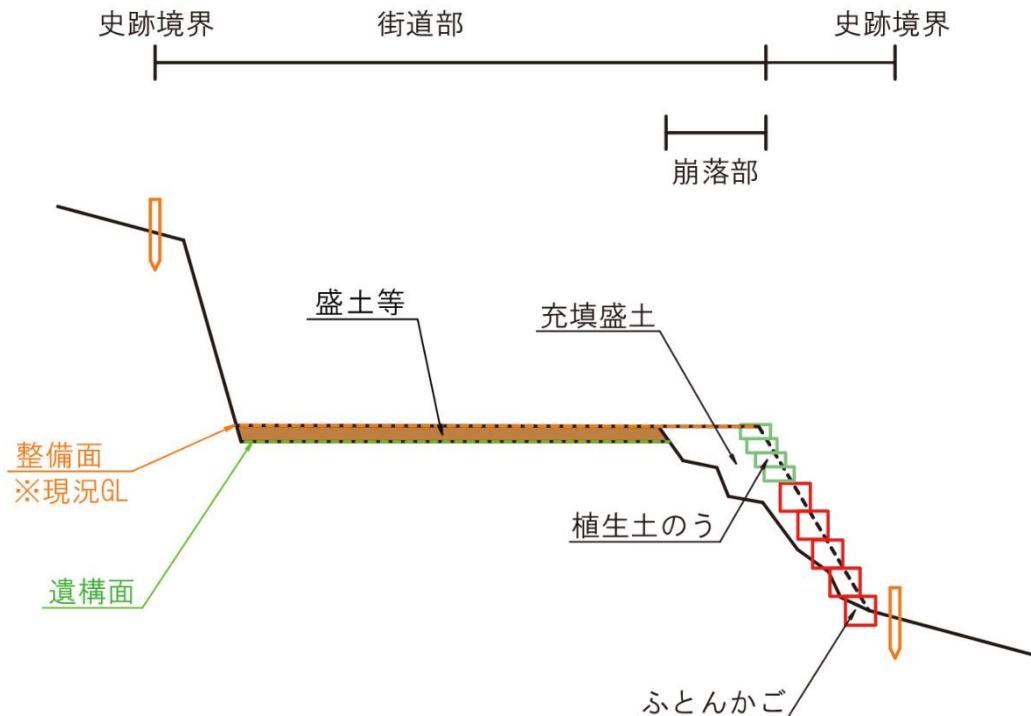


図 5-3 路肩復旧の手法（小規模）_整備概念図

大規模な崩落の場合は、川原石・コンクリートによる復旧を想定する。

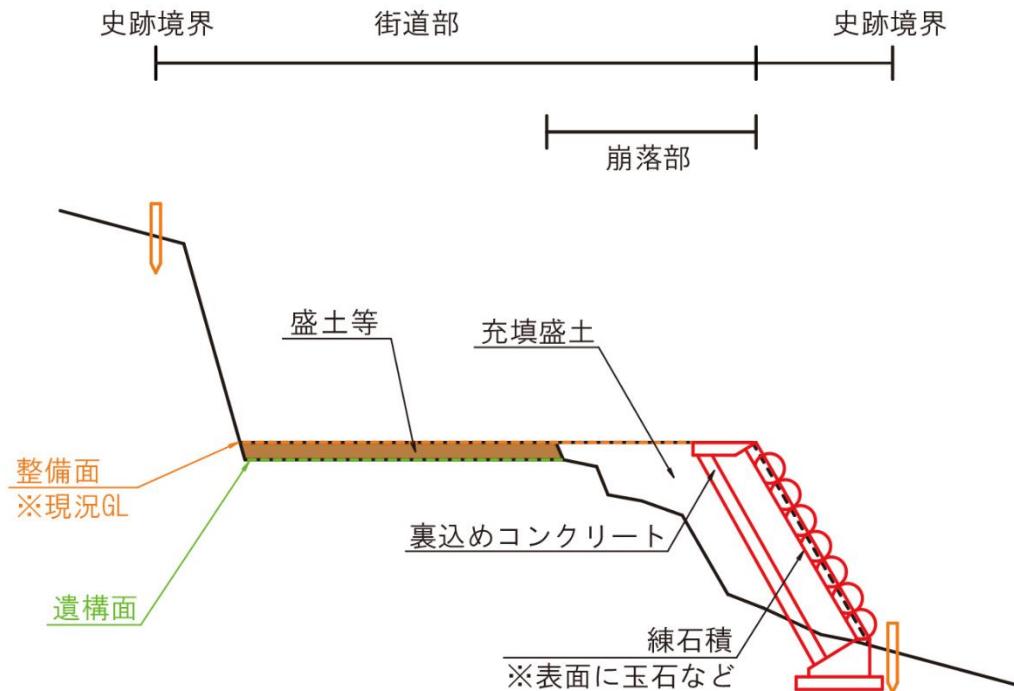


図 5-4 路肩復旧の手法（大規模）_整備概念図

4) その他の取り組み

- ・街道の調査は、追加指定や将来的な復元整備の可能性を考慮し、古文書、古地図等の調査を行う。また、重要な古文書・古地図等は文化財指定を検討する。
- ・獣害対策は、周辺の環境に配慮しながらソフト面での対応（忌避剤の散布等）を想定するが、必要に応じて獣害対策シート等の使用も検討する。
- ・樹木の管理は、定期的な巡視を行い、必要に応じて伐採を行う。
- ・土留め柵等の更新は、暫定整備に準じた仕様として検討を加え、隨時設置箇所や設置範囲を検討する。
- ・標識の設置は、適切な設置個所を検討して設置に努める。設置にあたっては史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号）に従う。また、境界杭は既設杭の維持に努め、必要に応じて高耐久性杭への更新を検討する。

(2) 一里塚の保存

【遺構保存/地形造成/遺構の表現に関する計画】

1) 整備の方向性

景観の維持・向上のために現状維持を原則とし、現況地形の保全を大前提とします。ただし、盛土の流失対策や獣害対策を行うとともに、立木の伐採について検討します。立入防止柵については、当面の間はその維持に努めますが、更新に際しては撤去の可能性も含めて、その必要性を検討します。

また、今後の復元整備の可能性を考慮し、情報収集のために様々な調査に努めます。

2) 整備手法

各一里塚の整備の方向性、整備手法を以下に示します。

鴨之巣一里塚



写真 5-15 鴨之巣一里塚_現況



写真 5-16 一里塚（北側）_近景

◎整備の方向性

- ・盛土流失対策を行う。
- ・獣害対策を行う。
- ・立木の伐採を想定する。
- ・立ち入り対策は**現状維持**（鎖の破損等の場合は修復を行う）。

◎整備手法

- ・盛土流失対策は、以下の①～④を候補とするが、将来の復元整備の可能性も考慮し、手法①（植生シート）を想定する。
- ・獣害対策は、電気柵の設置、またはソフト面での対応（忌避剤の散布等）を想定するが、獣害対策シートの設置も検討する。

※獣害対策シートは、草刈り作業の支障とならない製品の選定に努める。

- ・立木の伐採は、根腐り防止のため、樹種により適切な伐採方法を検討する。

【盛土流失対策】

番号：名称 概要	参考写真	安定性	景観性
		施工性	経済性
①植生シート 植物の育成を促すシートを敷設	A photograph showing a canal or river bank where a green plastic sheet (planting mat) has been laid over the soil to stabilize it. The water reflects the surrounding trees and sky.	シート露出・植生期間とも表土流失しない 人力で施工可能（ピン留めのみ）	自然色に近いが、施工直後は表土色と異なる 2,000 円～3,000 円/m ²

②むしろ		シート露出・植生期間とも表土流失しない	植生・腐朽までは違和感あり
種子や肥料袋を巻き付けたむしろを敷設		人力で施工可能(竹串等の差込のみ)	1,000 円/m ²
③植生機材吹付		吹付後、活着まで時間を要する(対策は可能)	施工直後から自然な風合いとなる
種子や肥料等を混合して吹き付ける		車両等の使用が必要	4,000 円/m ²
④張芝		芝活着までやや不安定だが、活着後は安定する	施工直後から自然な風合いとなる
芝を張る		張芝のみ 人力で施工可能	張芝のみ 1,500 円/m ² 客土含む 3,000 円/m ²

※経済性は、本計画策定時点の概算額である。

※いずれの手法も、必要に応じて盛土充填等により形状を整形した後に実施する。

※シートは、周囲の景観に調和する色調・素材の選定に努める。

※塚（盛土）表面は、原則として除草を行う程度で、必要に応じて盛土による整形を行う。

奥之田一里塚



写真 5-17 奥之田一里塚（北側）_現況



写真 5-18 一里塚（南側）_獣害の現況

◎整備の方向性

- ・崩落箇所には盛土復旧を行う。
- ・獣害対策は現状維持（必要に応じて対策を強化する）。
- ・遺構に影響を与えていたり、または与える恐れのある立木の伐採を想定する。
- ・切り株腐朽による盛土崩落対策を検討する。
- ・立ち入り防止柵の破損箇所を修復する。

◎整備手法

- ・盛土復旧は、崩落箇所に土のうの設置、および盛土充填を検討する。また、盛土の流失が危惧される場合は、盛土流失対策の手法①（植生シート）の使用を検討する（植生活着のため、必要に応じて表土のすきとりを行う）。

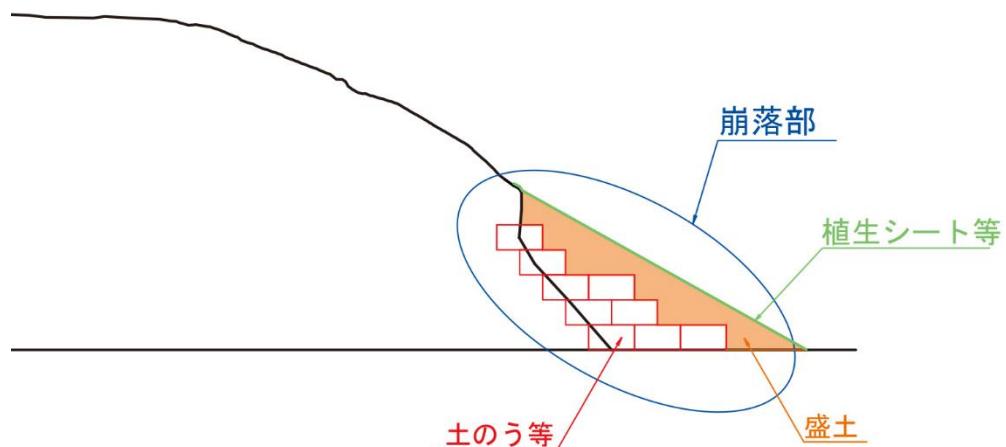


図 5-5 一里塚盛土崩落対策_手法概念図

※土のう、シート等は、周囲の景観に調和する色調・素材を選定する。

※植生土のうを使用する際は、周囲の景観・環境に調和する色調、種子を選定する。

- ・獣害対策は、必要に応じてソフト面での対応（忌避剤の散布等）を想定するが、獣害対策シートの設置も検討する。
- ・獣害対策シートは、草刈り作業の支障とならない製品の選定に努める。
- ・立木の伐採は、根腐り防止のため、樹種により適切な伐採方法を検討する。
- ・盛土崩落対策は、盛土復旧に準じた手法を検討する。

八瀬沢一里塚



写真 5-19 八瀬沢一里塚（北側）_現況



写真 5-20 立ち入り防止柵_現況

◎整備の方向性

- ・盛土流失対策は行わない。
- ・獣害対策を行う（必要に応じて）。
- ・立ち入り対策は現状維持（鎖の破損等の場合は修復を行う）。

◎整備手法

- ・獣害対策は、必要に応じて電気柵の設置、またはソフト面での対応（忌避剤の散布等）を想定するが、獣害対策シートの設置も検討する。

※獣害対策シートは、草刈り作業の支障とならない製品の選定に努める。

権現山一里塚



写真 5-21 権現山一里塚_現況



写真 5-22 一里塚（南側）_近景

◎整備の方向性

- ・盛土流失対策は行わない。
- ・立ち入り対策は行わない。
- ・獣害対策を行う（必要に応じて）。

◎整備手法

- ・獣害対策は、必要に応じて電気柵の設置、またはソフト面での対応（忌避剤の散布等）を想定するが、獣害対策シートの設置も検討する。

※獣害対策シートは、草刈り作業の支障とならない製品の選定に努める。

3) その他の取り組み

- ・一里塚の調査は、将来的な復元整備の可能性を考慮し、一里塚の規模や構造、旧来の景観等の情報を収集するため、古文書、古地図等の調査を行う。また、土質調査等の科学的調査、規模の大きな復旧を行う際には発掘調査等にも努める。**加えて、重要な古文書・古地図等は文化財指定を検討する。**
- ・標識の設置は、適切な設置個所を検討して設置に努めるとともに、設置にあたっては史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号）に従う。また、境界杭については高耐久性杭への更新に努める。

(3) 石造物等の保存

【遺構保存/遺構の表現に関する計画】

1) 整備の方向性

現状維持を原則としますが、地震等による転倒が危惧される場合は、盜難対策を兼ねた手法による対策**を検討します。**

また、経過観察と調査に努めるとともに、石材の劣化や石窟屋根の腐朽が認められる場合等は、**景観・環境**に配慮した**対策・修復**を行います。

2) 整備手法

- ・転倒防止対策は、支柱の設置およびワイヤー・フック等による固定を検討する。
- ・石材劣化対策は、樹脂の**含侵や塗布等**を検討する。

3) その他の取り組み

石造物・茶屋跡の調査は、**文献調査・発掘調査等の実施**に努める。

第4節 活用整備

(1) 環境整備

【管理施設及び便益施設/周辺地域の環境保全に関する計画】

1) 整備の方向性

来訪者の一定の安全性と利便性を確保するため道路法面の落石対策を検討します。また、便益施設（ベンチ等）の適切な維持管理と必要性の検討および眺望の確保等に努めます。

ただし、一部の行為は史跡指定範囲外におよぶ場合も想定されることから、実施にあたっては、指定範囲の確認や必要に応じて地権者の同意を得る必要があることに留意が必要です。

2) 整備手法

- ・便益施設は、適切な維持管理に努めるとともに、隨時必要性や景観対策等を検討します。
- ・落石対策は、ワイヤロープ掛け工またはロープ伏せ工を想定する。
※必要に応じて、表面を景観対策のネット等で覆うことを検討する。
- ・眺望確保は、古文書や古地図等によって歴史的な眺望箇所を調査するとともに、現地確認により候補地の選定に努める。ただし、実施にあたっては希少植物の有無等を確認し、環境へ与える影響が最小限となるよう努める。